

鳥取県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.4E-3	7.0E-2	1.2E+1	12.1
64	エトフェンプロックス	4.8E+0	2.2E+0	4.1E+0	2.7E+0	13.9
117	テブコナゾール				1.0E+0	1.0
139	トラロメトリン			4.2E-1	3.3E-1	0.8
140	フェンプロパトリン			5.7E-1		0.6
153	テトラメトリン	4.2E+1	1.6E+0	5.3E+1		96.7
181	ジクロロベンゼン	8.5E+1	3.4E+1			118.4
225	トリクロロホン		1.1E+0			1.1
248	ダイアジノン		1.1E-1			0.1
251	フェニトロチオン		2.7E+1	7.1E-1		27.6
252	フェンチオン	9.5E-1	1.0E+1	9.5E-1		12.1
256	デカン酸				1.7E-2	0.0
350	ペルメトリン	7.9E+0	6.9E+0	8.3E+0	9.5E+0	32.5
405	ほう素化合物		1.2E-1	7.1E+0	4.7E-1	7.7
427	カルバリル			3.8E+1		37.9
428	フェノプカルブ			2.4E+1	2.9E+1	52.7
457	ジクロロボス	1.7E+1	1.2E+2			132.7
合 計		1.6E+2	2.0E+2	1.4E+2	5.5E+1	547.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等